

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十六号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>八の二 (略)</p> <p>(1)―(13) (略)</p> <p>(14) 条例第十五条の二第三項の規定による管理者の住所又は氏名の変更の届出の受付</p> <p>(15) 条例第十五条の四の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を受けた者の住所又は氏名の変更の届出の受付</p> <p>(16)―(20) (略)</p>	市町	<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>八の二 (略)</p> <p>(1)―(13) (略)</p> <p>(14) 条例第十五条の規定による管理者の住所又は氏名の変更の届出の受付</p> <p>(15)―(19) (略)</p>	市町
<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p> <p>(建築基準法関係)</p> <p>五 建築基準法（以下この号において「法」という。）、建築基準法施行令（以下この号において「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下この号において「省令」という。）、広島県建築基準法施行条例（以下この号において「条例」という。）並びに法、政令、省令及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第五十七条の五第三項、法第七十六条の三第六項、法第八十七条第一項から第三項まで、法第八十七条の四、法第八十八条第一項及び第二項、条例第十四条第一項並びに条例第十五条第一項において準用する場合を含む）</p>	市町	<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p> <p>(建築基準法関係)</p> <p>五 建築基準法（以下この号において「法」という。）、建築基準法施行令（以下この号において「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下この号において「省令」という。）、広島県建築基準法施行条例（以下この号において「条例」という。）並びに法、政令、省令及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第五十七条の五第三項、法第七十六条の三第六項、法第八十七条第一項から第三項まで、法第八十七条の二、法第八十八条第一項及び第二項、条例第十四条第一項並びに条例第十五条第一項において準用する場合を含む）</p>	市町

<p>(9) (1) 八 法第五十二条第十項、第十 一項及び第十四項、法第五十 三条第四項及び第六項第三号、 法第五十三条の二第一項第三 号及び第四号、法第五十五条 第二項及び第三項各号、法第 五十六条の二第一項ただし書、 法第五十七条第一項、法第五 十七条の二第三項、法第五十 七条の三第二項、法第五十七 条の四第一項ただし書、法第 五十九条第一項第三号及び第 四項、法第五十九条の二第一 項並びに政令第三百三十一条の 二第二項及び第三項の規定に よる建築物の面積、高さ及び 敷地内の空地に関する許可、 指定、指定の取消し及び認定</p>	(略)
<p>(9) (1) 八 法第五十二条第十項、第十 一項及び第十四項、法第五十 三条第四項及び第五項第三号、 法第五十三条の二第一項第三 号及び第四号、法第五十五条 第二項及び第三項各号、法第 五十六条の二第一項ただし書、 法第五十七条第一項、法第五 十七条の二第三項、法第五十 七条の三第二項、法第五十七 条の四第一項ただし書、法第 五十九条第一項第三号及び第 四項、法第五十九条の二第一 項並びに政令第三百三十一条の 二第二項及び第三項の規定に よる建築物の面積、高さ及び 敷地内の空地に関する許可、 指定、指定の取消し及び認定</p>	(略)

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第三条の表の第五号の改正規定は、公布の日から施行する。